会 議 録

平成29年度 第4回大田区障がい者施策推進会議

平成29年11月14日

大 田 区

1 開会

(石渡会長) それでは、皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、第4回の大田区障がい者施策推進会議を開かせていただきます。朝早くからお集まりいただきまして、ありがとうございます。いろいろなところで来年度からの新しい流れを検討しているなと思うんですが、大田区もしっかり素案をつくっていただいていますので、今日はまた皆さんにいろいろとご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、福祉部長、中原部長からご挨拶をいただければと思います。お願いいたします。

(福祉部長) 皆様、おはようございます。お忙しい中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

第4回になりました、この大田区障がい者施策推進会議ですが、本日はこれまでの推進 会議のご議論を踏まえまして、素案の検討をしていただきたいと思います。

ここで検討された結果を反映いたしまして、最終的に来月 12 月にパブリックコメント、 区民説明会を開催させていただきます。そういう意味では、実質的な議論は、今回で最後 ということになると思いますので、よろしくお願いします。

また、ここは障がい施策推進プランなんですが、別に高齢者施策推進プランを同じように3年間の期間でつくっておりまして、そちらも同じ方法で進んでおりまして、12月中旬ごろから、パブリックコメント、区民説明会という流れにしてございます。

それに絡めまして一つお知らせということで、以前にも少しお話をしましたが、パンフレットをお配りしています。「みんなでつくるやさしいまちプロジェクト」ということで、今年は民生委員 100 周年でございます。その 100 周年事業と今まで行っている地域福祉計画の推進事業、こちらを合体させまして、『まちを「支えあい」でラッピング』というキャッチコピーのやさしいまちプロジェクトを、12月3日に、産業プラザPiOを全館貸し切って行います。

「和」と書いてありますが、金澤翔子さんの揮毫のオープニングイベントを 11 時ぐらい から行います。

裏面を見ていただきますと、大田区の地域共生社会を考えるということで、障がい、高齢、子どもの分野、一同に福祉のサミットを行います。

基調講演は堀田力先生にお願いし、第2部では大田区福祉サミットということで、「地域 共生を考える」という題名で、こちらは石渡先生にもパネラーとしてご依頼をいたしてお ります。本当によろしくお願いいたします。

石渡先生のほか、高齢のほうの推進会議の会長であります佐藤信人先生、それから、子どもの生活応援プランを作成しました、そのときの座長であります阿部彩先生、それから、地域福祉計画の推進会議の会長であります清水浩一先生、そして、社会福祉協議会の中島会長、松原区長も一堂に会して、大田区の地域共生社会を考えたいと思っています。

そのほか、福祉機器、絵の展示等もありますし、それから、古小路浩典さんという大田 区にお住まいの口で絵を描く画家さんに実際に描いていただくということにもなっていま す。

もう子どもから高齢までの方々の一堂に会するプロジェクトにしたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。ぜひご来場をいただきまして、またお近くの方にも声を

かけていただければ幸いです。

今日は、最後の実質的な議論ということになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(石渡会長) 中原部長、ありがとうございました。12月3日も私はドキドキですが、楽しみな企画ありがとうございます。どうぞ皆さん、ご参加いただけたら。

それでは、次の事務連絡ということで、配付資料等の確認をお願いいたします。

(障害福祉課長) 皆様、おはようございます。いつも大変お世話になっております障害福祉 課長の酒井でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議資料等の説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、本日も会議録の作成のために録音させていただいておりますが、よろしくご理解 のほど、お願いを申し上げます。以降、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、配付資料のほうでございますけれども、次第のほうに記載をさせていただいてございます。そちらの資料のほうをお手元にあるかどうかご確認をいただけますでしょうか。もしお手元にないものがございましたら、事務局のほうにお申し出いただければ、準備をさせていただきたいと思います。

ご確認いただければと思うのですが、いかがなものでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、委員の本日の出欠状況でございます。本日、お二方の委員が欠席でございます。まず、大田区自治会連合会所属の渡部委員、ご欠席ということでございます。また、都立城南特別支援学校の和田喜久男先生は本日公務ということで、代理といたしまして、中村副校長先生に本日お越しいただいてございます。

本日の委員の出席等の連絡については、以上でございます。

次に、11月1日付で区の幹部職員の異動がございまして、皆様から向かって右側の一番端に、上池台障害者福祉会の館長、高野が本日参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

(上池台障害者福祉会館長) ただいまご紹介にあずかりました上池台障害者福祉会館の館長 の高野と申します。今、課長からもお話ありましたとおり、11月1日付での着任となって おりますので、よろしくお願いいたします。

福祉に関しましては経験がないわけではございませんが、また一からの勉強となっておりますので、頑張らせていただきますのでよろしくお願いいたします。

(障害福祉課長) あと、部長挨拶にもありました、民生委員 100 周年事業のチラシにつきましては、まだ少し残部のほうもございますので、広く皆様にご周知いただければと思っておりますので、もしご要望ございましたら、受付のほうにお声がけいただければというところでございます。よろしくお願いいたします。

2 議題

(石渡会長) ありがとうございました。それでは、資料等について確認をしていただいたと 思いますので、議題に入らせていただきます。今日の本当にメーンですし、先ほど部長が おっしゃってくださいましたように、本日でほぼ方向性が確定できればということですの で、「おおた障がい施策推進プラン」の(素案)について、まず事務局からご説明をお願いいたします。

(障害福祉課長) それでは引き続きまして、事務局のほうから、おおた障がい施策推進プランの素案につきまして説明をさせていただきたいと思います。

資料1のA3判の概要版と、あと資料2としてプランの冊子、こちらの2点について続けて説明をさせていただきたいと思います。最後に一括してご議論、ご質問をいただければと思います。

なお、少し詳細な説明でございますので、若干のお時間をいただくことをご了承いただ きまして、早速でございますが、説明のほうに入らせていただきたいと思います。

それでは、資料1をご覧になっていただければと思います。プランの(素案)概要版となっております。

プランの構成につきましては、第1章から第5章までの全5章立てに資料を加えた構成 でございます。

第1章の「計画の策定にあたって」から、第5章の「計画の推進に向けて」まで、これまでの会議でお示ししてきたものにはなりますけれども、一部修正した部分もございますので、改めてご説明をさせていただきます。

まず、左側の第1章、第2章につきましては、今までと変更はございません。

中ほどの第3章、施策の展開の1、重点課題で、重点課題を3点挙げ、その下ですね、 これまでは「課題に向けた主な施策」と表現をしておりましたが、この「主な」というも のにつきまして「重点」という形に変更をさせていただきました。

重点課題3点に対しまして、それぞれの課題を解決する施策を重点施策として明確な位置づけを図ったところでございます。

なお、重点施策につきましては、重点課題一つに対し2施策ずつ、計6項目の施策を重 点施策としてございます。

続きまして、重点課題3の「権利擁護の推進」の中の重点施策の二つ目、「障がい者虐待防止等の推進」という言葉になっておりますが、前回まで、こちらは「障がい者虐待防止等の体制整備」という表現をしておりました。

ただ、既に皆様ご存じのように、区では虐待防止の体制ができておりますので、引き続きながらこの部分につきましては、利用者様の権利擁護という観点からも含めて、非常に大事な部分でございますので、「推進」という表現に変更させていただいたところでございます。

その下の、2、施策の体系の表中の基本目標3の(5)の部分も、同様に「虐待防止等の推進」という言葉に修正をしております。

また、課題解決に向けた重点施策に位置づけをいたしました施策の6項目につきましては、体系の表中において、わかりやすくお見せをしたいということで、「重点」という表記を加えさせていただいております。

同じく、体系の表中の基本目標1の(11)、(12)につきましては、それぞれ「障がい支援の充実」から「障がい者支援の充実」に変更して、「者」という表現を加えさせていただいております。

次に、基本目標3の(4)、(5)、(6)の順番を入れかえさえていただいております。

前回までは消費者トラブルが(6)、虐待防止が(4)、成年後見制度が(5)でございましたが、(3)には防犯がございますので、この部分、次に消費者トラブルを入れたほうが並びがよいのではないかというところで、順番を入れかえさせていただいております。

続きまして、第4章の「障害福祉サービス等の推進」でございます。

1、「障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて」という表現に変更させていただい ております。

これまでは国の指針に基づいて、「平成 32 年度末の目標」と表記しておりましたけれども、数値以外にも表現しているものもございますし、また、医療的ケア児支援のための協議の場は30年度に設置を行う予定でもあることから、変更させていただきまして、体制確保をどう進めていくかという表現に修正をさせていただいております。

なお、その中の目標項目の(1)から(5)までの数値等の内容については、変更はしてございません。

第5章の「計画の推進に向けて」も変更はございません。

その下の「資料編」ですけれども、1に「大田区発達障がい児・者支援計画との対応関係」を追加して記載することといたしました。これは、この会議の議論の中でも、これまでのプランとは別立ての大田区独自の計画であって発達障がい児・者支援計画が、いわゆる法定計画と一体的に策定されることへの、どこにどういった項目が含まれていくかというような対応関係を含めて、少し心配とのご発言もございましたので、この部分につきましては、こういった資料を加えさせていただきました。これについては、後ほど冊子のほうで改めてご説明をさせていただきます。

概要版の説明、変更点につきましては以上の内容となりますが、ただいま説明いたしました変更部分につきまして、これから説明をさせていただきます素案にも反映をさせていただいておりますので、そのようにご理解いただきまして、ご覧いただければというところでございます。

それでは、続きまして、資料の2、皆様に本日お配りしてございます素案のほうをご覧になっていただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、目次をご覧になっていただけますでしょうか。目次は2ページにわたっておりまして、現時点で、全体で約120ページのプランとなっております。本日のこの会議、また、12月に後ほど説明させていただきますパブリックコメント等でご意見をいただきまして、最終的に反映するものも出てくると思います。事務局といたしましては、この120ページから恐らく減ることはないと思っておりますので、約130ページ程度の分量になるのではないかなと考えているところでございます。

また、後ほどこれもご説明をしますが、骨子案からの変更点として、この素案中にコラムというものを六つほど設けさせていただいております。これは区民の方にとって、見てわかりやすくという視点で、この記載をさせていただいたものでございます。

それでは、本文の説明のほうに入ってまいりたいと思います。

素案の作成に当たりましても、前回の骨子案から細かい文言の修正も行ってはいるんですが、本日、お時間の都合もございますので、特に大きく変更させていただいた部分、また、新しく記載した部分を中心にご説明を申し上げたいと思います。

それでは、まず、第1章の計画の策定にあたってというところでございます。 3ページ

をご覧になっていただければと思います。

真ん中ほどに「また」というような表現が入っております。上から段落五つ目ですね、「また、平成28年5月には、約10年ぶりに「発達障害者支援法が」全面的に改正され」という部分がございます。この4行につきまして、説明文として追加をさせていただいています。

次に、5ページでございます。他の計画等とこのおおた障がい施策推進プランはどういう関係かというところを図示でお示ししたものでございますが、この真ん中より下のほうの個別計画の表中に、大田区地域福祉計画につきましては、現行計画が来年度、平成30年度で終了し、平成31年度から35年度までの5か年の計画を策定する予定でございますけれども、この次期の地域福祉計画が、現在、皆様にご検討をいただいております、さまざまな福祉分野の計画の上位計画として位置づけられる内容になりますので、図の線の部分を前回から変更しています。

続きまして、6ページでございます。3番、計画のめざす姿をご覧になっていただければと思います。

この中で、前回の骨子案の中では、この6ページのところですね、(2)のところで、この視点の三つについては、もう既にお示しをさせていただいていたんですが、この間検討して、やはりこの取組の横断的な視点というのは、どういった視点に基づいてというふうなところを、きちんとご説明申し上げたほうがよろしいんではないかというところで、(2)として記載をさせていただいております。

次、7ページに移ります。基本目標(3)といたしまして、それぞれ目標の説明文の、 こちらも前回よりも詳しく内容のほうを記載をさせていただいております。

それでは、8ページをおめくりいただければと思います。

今回のこの施策推進プランの取組を進めていく中で、最終的にどのような姿をめざしていくのかというふうなところの、めざす姿のイメージ図を新たに書き加えたものでございます。

そちらに記載をさせていただいておりますように、例えば医療関係の病院・診療所、あるいは福祉関係やサービス事業者の方、また、地域の民生委員児童委員の方、自治会・町会などの民間の力に加えまして、学校や保健所、障がい者施設などの行政サービスを加えたさまざまな社会資源によりまして、早期に発見、また切れ目のない一貫した支援によりまして、乳幼児期から学齢期、青年・成人期、高齢期まで、自分らしく安心した暮らしの実現をめざしていくというイメージを図であらわしたものでございます。

それでは続きまして、1ページめくっていただきまして、第2章の大田区の障がい者の 状況ですが、こちらのほうはもう今までお示ししたものを変更は特にしてございませんが、 22ページをちょっとご覧になっていただけますでしょうか。

先ほどご説明申し上げましたコラムというものを幾つか設けているところでございます。 ここの部分に、発達障がいについてというところで、コラムを入れさせていただいた部分 が、前回と変更になった部分でございます。

それでは、40ページまでは前回の内容と同じというところでございますので、ちょっとページをおめくりいただきまして、40ページまで進めていただければというところでございます。

それでは、ここからは第3章、施策の展開になります。

1枚おめくりいただきまして、43、44ページの1、重点課題のほうをご覧になっていただけますでしょうか。

先ほど概要版のほうでもご説明したとおりでございますが、「課題解決に向けた重点施策」は変更してございませんけれども、記載内容については、ここに「重点」として明確に位置づけた表現で記載をさせていただいております。

次に、ページをめくって 45 ページから 47 ページ、この「施策の体系」の中にも、先ほど重点課題の解決で重点施策という位置づけしたものにつきましては、「重点」という表記をさせていただきまして、その内容をわかりやすくイメージをしたものでございます。

この中の 45 ページの (4) サービスの質の確保・向上のほうをご覧になっていただけますでしょうか。

二つ目の施策名の部分、こちらを「指導検査等の実施」に変更いたしております。前回までは「指導監督体制の強化」としておりましたが、体制のほうはこちらのほうは、先ほどの虐待防止と同じ考え方でございまして、体制のほうは既にできておりますので、引き続き、こちらの指導・検査を実施していくという観点から、こちらの表現に変更をさせていただいております。

それでは続きまして、48ページをご覧になっていただけますでしょうか。48ページから75ページまでが個別施策となります。こちらのほうは、今回、委員の皆様に初めてご覧になっていただくページとなります。

まず、48ページのほうで、個別施策ページの見方を掲載させていただきました。これは 75ページまで同じつくり込みでございまして、まず、リード文というところで施策概要等 をお示しし、「これまでの主な取組」というものにつきましては、中段の部分に記載をさせていただき、「これからの主な取組」欄には、本プランの計画期間である平成 30 年度から 32 年度までの 3 か年で取り組んでいく内容、また、この施策がどこのライフステージに関与しているかという対象ライフステージのところに丸をつけ、また、これをこの事業を所管する事業課の記載をしています。

先ほどから出ておりますが、課題解決に向けた重点施策の六つにつきましては、この一番上のところの施策のところに「重点」の文字を入れさせていただいております。

また、これからあと幾つか出てまいりますけども、次期のプランの中で主な取組の表中で、今度の次期のプランの中で新規の取組に当たるものにつきましては、「新規」という文字で表記をさせていただいております。

それでは、続きまして、49ページ以降の個別施策の説明をさせていただきますが、全部で23施策ございまして、時間的なことで全てをご説明するのはちょっと難しい状況もございますので、今お話をさせていただきました「重点」と「新規」の文言の入った施策につきまして、ページ順にご説明をさせていただきたいと思います。

まず、49 ページになります。「日中活動の場の整備」でございます。こちらは重点施策として位置づけてございます。区立障がい者施設の機能見直し、既存の建物や公有地等の有効活用などにより、日中活動の場の整備を行っていきます。また、新規といたしましては、来年度、障がい者総合サポートセンターで、学齢期の発達障がい児を対象とした放課後等デイサービスなどの実施を、こちらのほうに盛り込んでございます。

次に、50 ページに移っていただければと思います。「緊急時の受入体制の充実」でございます。こちらも重点の位置づけとしてございます。障がい者の在宅生活を支えるため、緊急時に安心して頼れる場を確保してまいりたいと考えています。新規といたしましては、こちらのほうは同じく30年度に障がい者総合サポートセンターで、医療的ケアの必要な方を含む重度の障がい者も利用できる短期入所の実施を行ってまいります。

そして、51ページのほうなんですけど、コラムの二つ目といたしまして、サポートセンターの概要をコラムで記載をしてございます。

次に、53ページをご覧になっていただけますでしょうか。「サービスの質の確保・向上」でございます。こちらも重点と位置づけでございます。障がい福祉従事者の人材育成及び定着の支援、能力向上のための研修、福祉サービス第三者評価の受審促進などに取り組み、サービスの質の確保・向上に取り組んでまいります。

次に、ページを飛びまして、57ページをご覧になっていただけますでしょうか。こちらは主に東京 2020 オリンピック・パラリンピックが開催されますので、障がい者スポーツの祭典としてのパラリンピック、また、デフリンピック、スペシャルオリンピックスの三つを一つのコラムにまとめて説明をさせていただいております。

58 ページをご覧になっていただけますでしょうか。「保健・医療の充実」の部分でございまして、こちらのほうは新規として、現在は仮称でございますが、今回のいわゆる障害児福祉計画での指標として位置づけられております、医療的ケア児・者の支援関係機関連絡会議を設置ということで記載をさせていただいております。

続きまして、ページを少し飛ばせていただきます。61ページをご覧になっていただけますでしょうか。「発達障がい者支援の充実」でございます。新規といたしまして、障がい者総合サポートセンターで学齢期の発達障がいに関する療育、専門相談の実施並びに放課後等デイサービス、地域支援事業などの実施について新規として位置づけをさせていただいております。

次に、ページを飛びまして、64ページをご覧になっていただけますでしょうか。こちらは重点施策として位置づけをさせていただいております。今後もさまざまな支援を切れ目なく続けていくためには、まさに行政機関と地域の関係機関の皆様と一体になりまして、包括的な支援体制を築いていく必要があるという観点から、こちらのほうを重点施策として位置づけをさせていただいているところでございます。

続きまして、65 ページでございます。「障がいを理由とする差別の解消の推進」でございます。こちらも重点施策としての位置づけをさせていただいております。障がいを理由とする差別の解消の推進に向けまして、必要な合理的配慮の提供や区民等への啓発活動などに、引き続き取り組んでまいるところでございます。

次に、ページおめくりいただきまして、66ページには、障害者差別解消法についての説明のコラムを入れさせていただいております。

また、ページをおめくりいただきまして、69 ページでございますが、「大規模災害に備えて」ということで、コラムのほうでご説明のほうをさせていただいてございます。

次に、73ページに行っていただけますでしょうか。「障がい者虐待防止等の推進」です。 こちらは重点として位置づけをさせていただいております。障がい者虐待の未然防止、早 期発見・早期解決、擁護者に対する支援などの障がい者虐待の防止等に向けて取り組んで まいるところです。

続きまして、少しページを進めさせていただきます。第4章「障害福祉サービス等の推進」となります。ページのほうは79ページをご覧になっていただけますでしょうか。現在、第4期の中でも、既にこの地域生活支援拠点等の整備につきましては、区のほうで取組を進めているところでございますが、次期の生活支援拠点等整備のイメージということで図の掲載をさせていただいております。

区のほうでは、障がい者総合サポートセンターを中心としまして、区内の各機関で機能を分担した面的な体制整備を進めてきております。本計画におきましては、この地域生活支援拠点等の各機能をさらに強化いたしまして、さらなる充実を図っていくというイメージ図のほうを、こちらのほうで表現をさせていただいております。

次に、80ページ以降に、今回の次期プランの改定の中で、国等から求められております数値項目につきまして、素案から変更してございませんが、追加した記述がございます。82ページをちょっとご覧になっていただけますでしょうか。

(4)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の文中、真ん中ほど、「また、 東京都においては、精神病床における1年以上長期入院患者数及び早期退院率に関する数 値目標を定めており」というところの文言が追加となってございます。

ただ、東京都から、具体的な数字のご提示がございませんので、最終段階の際にこちらの数値を入れることになりますけれど、一応、こういったことを数値として今回プランの中に入れていくということになってございます。

そして、コラムの最後の83ページには、障害者総合支援法等のサービスの仕組みについて掲載をさせていただいております。

それでは続きまして、84ページをご覧になっていただけますでしょうか。障害者総合支援法等のサービスの体系図の記載をしてございます。

今回、ここの中では、平成30年度から新たな給付対象となりますサービス等も表記をさせていただいておりまして、具体的には、左側の障害者総合支援法の中の自立支援給付の中で、下線が引いてあるもの、就労定着支援(新サービス)、自立生活援助(新サービス)といった形になりますけれども、個別給付について少しわかりやすく説明のほうをさせていただいてございます。

これ以降は、いわゆる障害者総合支援法に基づくそれぞれのサービス見込量と確保のための方策について記載をしております。30年度の見込量につきましては、過去3年の実績等から数字を入れ込んで記載をしております。それぞれ31年度から32年度につきましては、過去3年間の実績でいわゆる年々増加しているもの、また今後、増加が見込まれるものにつきましては、基本的には増加するという見込みをしてございますが、過去3年でそれほど数字が変わらなかったもの、あるいは、今の時点でまだ見込みがつきにくいものにつきましては、30年度の数字をそのまま31年度、32年度の見込みとして記載をさせていただいております。

個別の説明のほうは、大変申しわけございません、お時間の関係もございますので省略 させていただきますが、後ほどお目通しをいただければというところでございます。

続きまして、第5章に行かせていただきます。104 ページまでちょっとページを飛びます。

「計画の推進に向けて」ということで、計画の進行管理の図を 104 ページに記載をさせていただいております。

PDCAサイクルに基づきますプランの提供につきましては、既に皆さんにもお取り組みいただいているところでございますが、こういった取組を今後とも皆様とともに進めていきたいというところで、図にして掲載をさせていただいております。

事務局最後の説明になりますが、資料編になります。概要版の中でもご説明したところでございますが、107ページ、108ページをご覧になっていただけますでしょうか。

平成26年度から進めてきておりました、区の独自計画の一つの大田区発達障がい児・者 支援計画と本計画との個別施策の対応表という形で記載をさせていただいております。

見ていただいてもわかりますように、いずれも現行の発達障がい児・者支援計画の事業 内容につきましては、今回のプランにおいても実施していくという位置づけになってござ いますので、今まであったところのこのプランのどこでということについては、これをも ってご説明という形にかえさせていただければというところでございます。

それ以降は、資料編といたしまして、109 ページ以降にこの施策推進会議の検討経過、 また、設置要綱、委員の皆様の名簿等の掲載をさせていただいております。

その後ろに、計画策定にかかる根拠法令等の記載をさせていただいておりますので、お 忙しい中とは思いますけれども、お時間のある際にお目通しをいただければというところ でございます。

以上、長くなりましたけれども、素案及び概要版の説明につきまして、事務局説明のほうは以上でございます。よろしくお願いいたします。

(石渡会長) 丁寧なご説明をありがとうございました。とても大田区らしさが出た計画ができたんじゃないかなと私は感じております。

これから今のご説明、それから、事前にご覧になっていただいて、お気づきのことについてご意見をいただきたいというふうに思うのですけれども、特にこの部分というふうに分けないで、もう自由にご意見をいただくでよろしいでしょうか。

それぞれの委員のお立場で、いろいろお気づきなところがおありかと思いますので、この部分についてご質問とかご意見というものをご発言いただけたらというふうに思いますが。

(佐々木委員) 育成会の佐々木です。おはようございます。

全般というので何かうまくポイントをついてしゃべれるかはちょっとわからないんですが、ちょっと最初からですと、一つ、49ページに上段のほうに、生活介護施設等を確保する必要があると、やっぱり生活介護の空きがないということと、重度の高齢化しているという今の実態があるということで、そういうふうに書いていただいていると思うんですが、具体的に、その下のこれからの主な取組のほうに、じゃあ、その生活介護を具体的にどうしていくのかというのがないので、このあたりどのようにお考えになっているのかということと、あと、20人を32年度までに地域移行しなきゃいけないわけですけども、当然その方たちの日中活動の場の確保も必要で、Bに戻られるということでしたら、Bは結構空きもあるし、あと民間のほうもできてきているので大丈夫なのかなと思うんですけども、可能性として生活介護はゼロではないと思うので、そのあたり、新卒と、それから地域移行の方と、それとあと、もしかしたらBから生活介護に行かれる方もいらっしゃるという

ことを考えた上で、このあたりを具体的に取組内容のところにどういうふうに入れていらっしゃるのかなというのを、一つちょっと教えていただきたいなと思いました。

それから、50ページの重点施策の緊急時の受入体制なのですが、31年の3月ぐらいでしたか、二期工事が終わるの。そうすると、医療的ケアを含む重心の方たちの確保は確実に大丈夫かなと思われるのですが、実は今、報酬改定を厚生労働省で検討していらっしゃるんですが、緊急一時で預かっていらっしゃるケースは、やっぱり障害支援区分が6の方が圧倒的にどうも多いわけですね。

つまり、軽度の方はとりあえず何かがあっても、まあご家族で何とかなるとか、近所の人に見てもらうとかということなのかなと私は勝手にそう思っているんですが、そうすると、やっぱり行動障がいがある、体は問題ないんですけども、暴れてしまったりとか、なかなか難しい方たちは、じゃあ、どうやってその場を確保していくのかということを、やっぱり必要になっていくのかなというふうに思っていまして、都内にそんなにたくさんはないと思うんですが、そのあたりがここで、ここにつばさホーム前の浦の機能の見直しとか、緊急一時保護事業はこれ区の制度ですよね、の見直しとかと書いてあるんですけれども、私たち利用者から考えると、つばさホームはハードの面からしてなかなか難しい、使い勝手が悪いので、そういったあたりで、ここで行動障がいの方たち実際に預かれるのかとか、実際、この間、課長にもお願いしましたけど、やはり行動障がいの方を見るのはものすごい大変みたいで、ご本人もつらいんですけど、職員の方も支援者の方も疲弊していくというような現状を、実はやっぱり見ているんですね、いろんなところで。

ですので、あと人材育成のほうで、そちらに入れていただきたいのもあるんですが、いろんなところで、この間、北海道とかに見学に行った結果、やはり、行動障がいの方たちの支援は、ハードの設備を整えることで、ある一定程度の環境整備といいますか、によってかなり軽減されるというみたいなのもあるようなので、そのあたりも含めて、例えば、このつばさホームのことなどであれば、そのあたりも含めて、そうするとちょっとお金かかちゃいますよね、ハードのやつ。ですけど、ちょっとご検討をいただきたいなということ。

ただ、実際、例えばグループホームに空きがない、今、ここのところは何か民間がすごく参入してきていますけど、今後のことを考えて、今までグループホームが足りない場合で、でも急にご家族に何かがあったらホームへ入らなきゃならないといって、つばさホームがあったよね、それから、緊急のときもショートステイはあいてないんだけど、ああ、つばさホームがあったよねということで、つばさホームって本当に使い勝手がよく、利用者にとっては使わせていただいていたんですが、ここが例えば行動障がいの方たちの預かり場所になってしまうと、結局、トータルの数は同じで増えないんですよね。そういったときに、じゃあ、どうか、例えばグループホームが急に必要になった人たちのことをどう確保していくかとか、そういう問題は出てくる可能性が高いので、大田区の場合はショートステイは少なかったけど、つばさがあったから何とかなってきたということもあるかと思うので、もし、ここの機能を変えていくのだとすれば、じゃあ、もう少しほかの意味でショートステイが必要なのかなということも考えていかなきゃいけないのかなとは思うんですけども。なかなかうちがショートステイをやりますと声を上げてくださる事業者さんがないので、そのあたりをどう整備していくかということは、この計画に結局盛り込めな

かったのかなと思う、手を挙げてくださるところがないので盛り込めなかったんだろうと は思うんですけど、そのあたりをもう少し何とかしていかないと。私が前回申し上げたの は、30年から32年の計画の中で、32年にできなくても、そこで何とか検討できるような 材料を、この間にできないですかとお話ししたんですけど、何かもう、例えば、今回、今 やってくれるというところがなくても、この32年までの間に、もしかしたらどこかが手を 挙げてくださった場合、この計画になくても、例えば基本計画をつくるぐらいのことは可 能なんでしょうか。その辺をちょっと教えていただけますか。

(石渡会長) それでは、大事なご指摘を大きく2点、生活介護の整備のところと緊急時の受け入れ、特に、つばさホームという大田区独自の支援の拠点みたいな感じでお聞きしましたが、このあたり、もう少しほかの方のご意見も聞いてからのほうがよろしいでしょうかね。

でも、何かお答えが準備できているようですので、ちょっとお聞かせいただいてよろしいでしょうか。

(障害福祉課長) この生活介護の場等も含めてということなんですけど、これは佐々木委員からもお話ございましたように、毎年、区内に二つの特別支援学校、また港さんを含めて3か所あるというところで、毎年一定数の方が確実に出てまいります。ですので、今のプランの中では、正直申し上げて予算等の兼ね合いもございますので、どこまで書ききれるかという部分で考えますと、方向性をお示ししているという考え方になるかと思います。これまでの主な取組の中でもご説明したことで、例えば、上池台では、昔はいわゆる知的の生活介護のほうをやっていなかったんですが、区立施設の機能見直しという観点の取組でございますし、また、生活介護は、民民では、まごめ園さんぐらいしかないんですけども、いわゆる凛さんですかね、就労Bの、例えば区立の使わなくなった建物を、そういったものに転用したケースもございます。そういったものを含めて、区としては、これはあらゆる手を用いて、今後とも準備を進めていかなければいけないと思っております。この部分につきましては、この間、多数のご意見をいただいておりますし、本当に受け止めているところでございますので、あとは、それをどう着実に進めていくかというところになるかなというところでございます。

それは同じく、今、お話のございました緊急時の受け入れの部分も同じ考え方でございます。この部分、区のほうでは確かにつばさホーム前の浦さんにかなりお力添えをいただいて、今までやってきていた部分はございます。ただ、いわゆる障害支援区分の重い方々も増えてきている中、また、地域でお暮らしになっている障がい者の方も、区立の平均でも、もうご本人様方の平均年齢が35歳でございますので、それですと、親御さん方のご年齢を考えますと、かなり厳しい状況になってきているということはわかっております。そういった部分で、つばさホームの機能見直しの部分につきましても、例えば今の22ある居室の内訳をどう位置づけていくのかとか、あるいは、特に強度行動障がいの受け入れがあった場合に、例えば、今の特別介護人さんに、そこまでをお願いしていくサービス体系で維持できるのかどうかといった部分もございますので、そういった部分も含めまして、特につばさホーム、やっぱり大田区においても、非常に大きな社会資源の一つだというふうに我々も捉えておりますので、この部分どうしていくかということにつきましても、引き続き検討していく必要があるというところで、こういった記載のほうをさせていただいて

いるところでございます。

あと、人材の部分につきましても、まさしく同じ思いを持ってございまして、例えば、 サポートセンターのほうでもさまざまな事業をやっているんですが、例えば、区立の障が い者施設の施設長会というものを毎年、年会6回とやっておりますので、例えば、そうい った会の中で、いわゆる強度行動障がい、例えば、特に日中活動系でかなりの方が通って いらっしゃいますので、そういった場面で専門人材を育成するような研修、こうした研修 を区立の障がい者施設の皆さんと連携しながら行うとか、やはり、もう少しそういった取 組をかなり手厚くしながらやっていくといったようなことも含めて、重層的な厚みを持っ た進め方をしてまいりたいというふうには受けとめているところでございます。皆様の思 いを十分受け止めて、熟慮しながら進めていきたいなと思っておりますので、よろしくお 願いします。

(石渡会長) ありがとうございました。

はい、どうぞお願いします。

- (与儀副会長) 前回のときも前々回のときも、私、医療的ケアについての事業者の取組がす ごく少ないということで指摘させていただいたんですけども。やはり何らかのインセンティブケアを、何かインセンティブをつけないと事業者は手を挙げないと思うんです。だから、その辺のところを佐々木委員がおっしゃったように、次の計画に対して予算づけを今の段階で少しつけるとか、そういったことをしないと、もちろん、つばさホーム、それから、ここの二期工事のところで受け入れる数が増えることは確かですけども、決して、その数は充足されるという数ではないので、軽い人だったらこちらで補えるという施設でも、手を挙げられるようにする形が望ましいのではないかなと思います。
- (石渡会長) 与儀先生、ありがとうございます。このあたりは、でも、かなり大田区として は事業者の見込みなども含めて、いろいろ努力をしてくださっているというふうなお話も お聞きするんですけれども、何か関連してご説明いただけるようなことはございますか。
- (障害福祉課長) 与儀先生、いつもありがとうございます。この医療的ケアの部分につきましては、非常に大きな課題だというふうに思ってございます。

ちょうど、今、まさに国のほうでも、介護報酬の改定の議論が山場に差しかかってきているところでございます。まだ最終的な形が見えてきているわけではないんですが、どうも今の動きを見ている中ですと、やはり、障がいをお持ちの方は、高齢化だったりとか、医療の進歩で、いわゆる、医療的ケアをお持ちになる方がかなり増えているという流れの中で、報酬全体で手厚くしていくというふうな議論が、かなり色濃く出てくるのではないかなというふうに、見ているところでございます。

そうなりますと、まさに先生からお話のありましたインセンティブというところですね、 民間事業者さんはそこの部分で一定程度、事業の目途が立つというものが見えてきますと、 大きな流れとなって動いていく可能性もあるのではないかなというところもございます。 今、我々としては、基本的に障害者総合支援法のサービスは、まず国の骨格制度の部分で ございますので、ここの部分が今はどういう動きをしていくかということを見ながら、ま た、その中でどうしてもここが難しいんだということがあるのであれば、区としてもどう いう支援ができるかというところも、重層的な取組をしていく可能性もあるかと思ってお ります。今の時点では、そこの部分は引き続き注視しながら、取り組んでいきたいという ふうに思っているところでございます。

また、事業者さんの育成につきましては、前も和田校長先生、今日はご欠席でございますけれども、城南特別支援学校の看護士さん等々の人材育成なども含めて、ご提案をいただいているところでございますので、こういった人材育成等の部分につきましても、区として一緒に取り組めるところがあれば、何らかの取組をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

(石渡会長) 佐々木委員、どうぞ。

(佐々木委員) 谷村さんのほうがよくご存じかもしれないんですけど、来年度から知的の特別支援学校も医療的ケアをやるということにどうもなったらしいんですね。詳しいことはまだ決まってないようなんですが、どこまでやるかということをもしご存じだったら。

また、そうすると、逆に田園調布とか港からも医療的ケアがある、動ける医療的ケアが 今は大きな課題になっているところですけど、が出てくる可能性があるんですね。ちょっ とその辺、情報があったら教えていただければなと思います。

(石渡会長) では、谷村委員、何か情報をお持ちでしたら、ご意見も含めてお聞きできれば。

(谷村委員) ありがとうございます。田園調布 PTA の谷村でございます。

今、佐々木委員からご質問がありました件について、ちょうど今日の午後なんですが、 私たちPTAのほうと、東京都の福祉保健局さんとの会議がございまして、そこで詳しく お聞きするかと思います。

また、先生方のほうに関しましては、既にもう動かれておりまして、多分 12 月ぐらいに 公表というような形で、近々に何かありましたら、12 月にはあると思うんですけれども、 多分、大きな動きが少しずつあるような感じはしております。

具体的なことは、今は私のほうでは把握できておりません。申しわけありません。

(石渡会長) 谷村委員、ありがとうございました。東京都が前に向かおうとしている感じですね。事務局のほうからも何か。特によろしいですか。

それでは、今、生活介護のこととか緊急の受け入れ、特に、医療的ケアの方や強度行動 障がいという、なかなか支援が難しい方に関してご意見をいただきましたけれども、それ ぞれほかに何かお気づきの委員の方がいらっしゃいましたら、ぜひお願いをしたいと思い ます

それでは、砂岡委員、お願いいたします。

(砂岡委員) 公募委員の砂岡です。

重点課題の件でちょっとお伺いしたいんですけれども、重点課題3で、前回まで成年後 見制度の利用推進というものが重点課題に入っていたんですが、今回でちょっとこれ重点 から外された理由は何かあるんでしょうか。

(石渡会長) 成年後見制度の利用に関しては、前は重点課題でしたか。

(砂岡委員) 前回も骨子のところに重点課題の3に3項目入っていて、それ以外は全部同じなんですけど、何かこれだけ外れているんで、成年後見だけ、これかなり大事な問題なのかなと思いまして。

(石渡会長) そのあたりは何か事務局としてはございますか。

国の動きとして利用促進法などができて、割と制度そのものが整備されつつあるのかな というようなこともご意見としてはありますが。 (障害福祉課長) 資料を確認いたしますと、前回は骨子案の中に、今、砂岡委員がおっしゃられたように、権利擁護の推進の中の三つ目ですね、成年後見制度利用支援の充実、成年後見制度の利用促進という中で、重点というところに位置づけていた部分はございますけども、74ページに、成年後見制度利用支援の充実というところで、こちらのほうに1項目挙げさせていただいておりますので、ここの部分で、より今後の取組の中で細かくお見せをしているところでございます。

お話もありましたように、虐待防止、また、いわゆる成年後見制度を含めまして、いろいろ障がい当事者の方のまさに権利を擁護するという意味で、大変重要な施策だというふうに位置づけて我々認識してございますので、この部分については、特に位置づけが下がったとかそういうことではなくて、むしろ、施策の中身をきちんと位置づけてお見せしたいというところで、今回、こういった形で表現をしているというところでご了解いただければというところでございます。

(砂岡委員) わかりました。

(石渡会長) どうぞ。

- (佐々木委員) 成年後見のお話が出たので、ちょっと私の勘違いかもしれませんけれど、利用促進基本計画というのを、何か区市町村はつくらなきゃいけなくなったのかなと聞いておりますが、この 74 ページにちょっとその件が入ってないのと。もう一つ、虐待のほうでもう一つ、虐待防止法の中にやっぱり養護者支援が入っているじゃないですか。これからの主な取組の真ん中あたりに、家族の理解啓発の促進はあるんですが、実際、この虐待を行ってしまった家族への養護者支援というあたりが、これ国のほうも一体何をすればいいのか、あまり具体的に示されてないようですが、何か考えていかなきゃいけないのかなというふうに思っているんですが、この辺はどういうふうにお考えでしょうか。
- (福祉支援調整担当課長) 成年後見に関して私のほうからお答えをさし上げたいと思います。 福祉支援調整担当課長の田村でございます。よろしくお願いいたします。

この件、社会福祉協議会の後見センターと4月より、十二分にというか議論を尽くしているところでございます。

まず、成年後見制度の利用促進の基本計画については、今年の3月に閣議決定をされた 内容でございます。

これについては二つの大きな要素がありまして、まず一つ目は、利用者がメリットを実感できる制度、あるいは運用の改善ということ。それから、もう一つ、権利擁護支援の地域連携ネットワークをつくるということの二つが示されているところでございます。

これについて具体的に区市町村の役割として、中核機関を設置する、あるいは、地域連携ネットワークを段階的に整備するということが、一つのミッションというふうに捉えております。

これについて個別具体的に検討を進めておりまして、大きく三つの視点で強化を図っていこうというふうに考えています。

一つ目が総合相談、あるいは、相談機能をどうやって強化していくか。それから、受任 機関としての機能をどう強化していけるか。あるいは、不正防止に向けた機能をどう強化 していけるかといった三つの視点です。

これについて、特に不正防止に向けた機能の強化というところでは、中核機関としての

ネットワーク機能、あるいは、3士会ですね、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会といったところともお話を進めながら、具体的なそのネットワークを構築していこうというところに今はあります。

これらを含めまして、どのような基本計画ですね、区市町村における計画を策定できるかといったところが、次の段階になってこようかなと思いますので、まずは協議を進めていく、あるいは、現状の把握をして、整理していくという段階でございます。

(石渡会長) 虐待防止法の養護者支援のところですね。

(障がい者総合サポートセンター次長) 虐待防止等の推進というところで、73ページの部分になるかと思うんですけれども、四角の中の障がい者虐待防止のための啓発活動の推進というところの、黒ぽちの二つ目、そこに含まれてくるかと思うんですが、ちょうど4月から、31件目、虐待通報ということでお受けしております。ご家族からというケースも実態としては多いので、こちらに関しましては、地域福祉課、地域健康課、生活福祉課も場合によっては介入して、当事者だけではなくて家族も支えようということで、細やかに私どものほうで対応させていただいております。連携もかなりとらせていただいているかなというふうに認識しております。

施策中では、黒ぽち二つ目のこういった表記で含めてやらせていただくという方向性で ございます。

(石渡会長) ありがとうございました。それでは、養護者支援というあたりについても視野に入れて検討していただいているということですし、成年後見制度の利用計画などについては、結構今国レベルでも検討していますので、また区市町村にどういう役割がおりてくるかみたいなものが明確になるのかなと、年度内くらいにはなるのかなという見通しも聞いておりますが。

というご意見などもいろいろいただいていますけれども、どうぞ、ほかの委員のお立場で、ぜひお気づきの。じゃあ、宮田委員、お願いします。

(宮田委員) 重症心身障害児(者)を守る会の宮田と申します。

ちょっとまた戻ってしまって申しわけないんですが、先ほどの緊急時の受入体制の充実というところで、医療的ケアのある方のお話がいっぱい出ているんですけれども、皆さんもご存じのように、医療的ケアというのは、本当に軽度なものから、呼吸器レベルの重度なものまであります。この二期工事の場合、ドクターがいらっしゃるのは日中ということで、夜間、ドクターがいないという心配な点もあるということは保護者のほうからも出ているんですが、ただ単に、この医療的ケアのある重度の方も受け入れができるという表記だけですと、医療的ケアのある方の親御さんたちは、皆さん期待してしまうところもあるんですが。やはりそれは、できる部分とできない部分というのが、恐らく区としてはあるかと思います。これからいろいろとお話がまた深く決められていくかとは思うんですけれども、例えば、呼吸器があっても、どうしてもどこか預かっていただけるところがない、ただそれは区ではできないという話が出た場合に、区としては、じゃあそういう方たちをどうするのかという言い方もちょっと変ですけれども、区ではできないけれども、じゃあ何とかという横の連携等ですね、そういう方たちに対する、できませんで終わってしまうのではなく、横のつながりとして、じゃあそういう方たちを何とかこちらのほうで探してみましょうみたいな、受け入れ先を確保はできないにしても、相談に乗っていただいて、

何とかという方向性をまた表記していただけると、例えば、本当に重いお子さんを持っている親御さんたちは常にそういうのが頭の中にあって、医療的ケアと一言でくくってしまうには、ちょっと厳しいところがあるのかなと思うんですけれども、区としてはその辺のところをどのようにお考えなのか、今ちょっとお話しいただければと思っております。

(石渡会長) このあたりは前回もいろいろ議論があったところかと思いますが。

(障がい者総合サポートセンター所長) それでは、センター長の青木がお答えさせていただきます。

今、宮田委員がおっしゃったとおりでして、我々が今進めているのは、最高で10床の施設になっています。ということは、当然場合によっては満室、満床ということだってあるわけですので、じゃあ満床のときに緊急の方がいらっしゃらないかというと、そんなことはないわけですよね。そうすると、そのときにじゃあどういうふうにしたらいいのかというのを、当然考えておかなければならないということで、やっていただく事業者を、同じ名前ですけれども、社会福祉法人の全国重症心身障害児(者)を守る会さんともう進めていくということで、今、打ち合わせ等は始まっています。

そういった中で、守る会さんのほうからも言われているんですが、あらかじめ関係機関との連携の体制をつくってほしいと。今、まさにおっしゃったような状況のときに、例えばそういう申し出があるに、満床だからじゃあ断りますというような話にならないような仕組みを一緒に考えましょうというような話を今いただいております。じゃあ、こんな仕組みでできますよというようなところまではいっていないです。これからまた検討させていただくということですけれども、今おっしゃった部分、あらかじめもう、満室ですから断りますとか、これはこういう状況だからもう断りますという話ではなくて、受けとめた上で、次にどういう方法があるかというのを考える仕組みまで考えたいというふうには思っています。

ただ、じゃあ具体的にそういうどういうことができるのかというのは、これから考えたいと思っていますので、方向性はそういうふうに、サポートセンターとしては思っています。

(石渡会長) ということで検討してくださっているということなので、ぜひ前へ進めていた だけますように、またいろいろご意見をいただければと思います。

じゃあ、川﨑委員、お願いいたします。

(川﨑委員) 精神の家族会の川﨑です。

全体を見て、2020年にこれが実現できたら私は死ねるかなと思っているんですけれども。8ページのイメージですけれども、早期発見・切れ目のない一貫した支援というところなんですけれども、このいわゆる連携ですよね。例えば精神の人の早期は、なかなか早期発見ができないんです。何となく体調が悪くて内科に行ったりとか、ほかの科に行って何でもないと言われているうちに1年過ごして発症するという例が、大体がほとんどなんですね。不登校の例もありますけれども。そういう場合に、区内の医療機関との連携、例えば、大体一番最初に行くのが内科なんですね、頭が痛いとか。で、全部検査しても何も異常ないからと言われるんですけれども、そういうときにちょっと内科の先生と精神科のほうとのうまく連携をとりながら、ちょっとそっちのほうに行ってみたらどうとか、何かアドバイスをしていただけるような形の医療機関との連携をとれたらいいかなと、今、一つ考え

ているところで、東京都でもそれを少し進めようという話は聞いておりますけれども、医療機関との連携がすごく必要かなと思っております。

この、連携するというのは、非常になかなかまだ縦割り行政の中で難しいかなと思うんですけれども。実は私たち都内の社会福祉協議会を回っているんですけれども、ここで社会福祉協議会がやっております権利擁護の事業が、本当は生活福祉との連携をとるほうが非常にわかりやすいという面もあるんですけれども、なかなかそういう連携がとれていないというようなことで、本人が一つのところだけで支援を受けているということではなくて、やはりいろんなところからの情報を得て、その本人を支えるという必要がすごくあるんじゃないかなと、つくづく感じているところです。

それと、一つは、精神はなかなか福祉サービスがおくれているというところで、今回の 医療費助成について、東京都議会で全員一致で通過しました。果たしてどういう予算がと られるかというところで、これはちょっとお知らせまでなんですけど、あさって、都民大 集会を早稲田でやります。その後、年とった親たち、ほとんどが 60、70 の親たちが、デモ 行進をします。100 名ぐらいが集まっているんですけれども、早稲田から高田馬場まで医 療費助成を精神障がい者にもということでデモ行進をいたします。といいますのは、医療 費助成が、精神障がいだけまだ助成がされていないということで、頑張っておりますので、 そういう点も含めて皆さんのご理解をいただければと思っております。

もう一つ、先ほど、総合相談支援、今、大体、相談支援というのは計画相談が主でして、それ以外はお金がつかないよというので、なかなかされていない段階で、私たち家族会、ほかもやっていらっしゃると思いますが、ピアカウンセリング、家族がやっている相談の中で、実は、やはりこの前いろいろと座間で問題になりましたように、死にたいという本人からの電話相談を何度か受けました。実は本当にこの前、座間の事件が夕方聞いてびっくりしたんですけど、その日の午前中に座間の女性から、死にたいからという電話がありました。ゆっくり聞いていきますと、何で死にたいのかなと言っても、具体的に何でかわからない。だから、どうしてかな、その人は実は結婚しているし、おなかに赤ちゃんもいる。そういう段階で死にたい、死にたいと、ただそれしか言わないんです。でも1時間半かけました。しっかりと、どうしてなのかな、こうしたらいいんじゃないのかな、また電話してねというように、電話がたった一つのそういう人たちの、世間とのつながりになっているというような人もおりまして、そういうような、親切な電話相談のシステムづくりを、もう少し力を入れていただきたいなと思います。

彼女が最後に言った言葉は、じゃあ川崎さん、もう少し考えてみますということで、ちょっとこれは、今すぐは死なないなと思ったんですけれども。この前の残虐な座間の人も言っていましたね。死にたいと来るけど、実際に本当に死にたいと思っている人はいなかったよと。そういうふうに、すごく不安な気持ちをどこかに訴えたい、1時間話を聞いているうちに少しずつ落ちついていくし、私が受けた人は、1時間半電話を受けても、また10分後にまた電話がありました。もうそれは時間ぎりぎりだったので、またねと切りましたけど、そうやって、なかなか自分の不安を出せない人たちが電話相談でつながっているというようなことも実態として感じておりますので、そんなところにも力を入れていただければと思っております。

以上です。

- (石渡会長) ありがとうございました。今、いろいろいただいたのは、ご意見というところで、医療の内科と精神科というような科の連携というようなことの重要性とか、医療費の助成に関して、精神の方にも、それから相談の重要性は本当にいろいろなところで出てきていますので、計画相談だけではなくて、そういう通常の相談をどれだけ受けられる体制ができるかというあたりが、相談支援をやっている方の悩ましいところかなとは思うのですけれども、そういう必要性、切迫性みたいなものの、非常に今のお話から実感しました。相談の話が出てきたので、白井委員、ちょっと自立支援協議会の動向なんかも含めて、ちょっと少しご発言いただけたらと思うのですが、よろしいでしょうか。
- (白井委員) 自立支援協議会の白井です。協議会のほうから、ぜひこの場でということで、何点か宿題を預かっていまして、今どのようなタイミングで発言をさせていただこうかと思っていたところで、どうもありがとうございます。一遍にだと大変ですので、ちょっと小分けにしてお話をさせていただきたいと思います。

まず相談ということに関してなんですけれども、こちらの相談支援部会のほうから、一応この点についてという指摘があった部分なんですけれども、ちょうど先ほど出ておりました 65 ページの差別解消の推進、障がいを理由とする差別の解消の推進のところに介入いたしまして、差別解消ということで考えていくと、民間事業者への働きかけももうちょっと行ってほしいという意見が出ておりまして、その中では、これからの主な取組の一番下になりますが、区民や事業者に対する講演会等の開催なんていうあたりでは、もしかしたらこれは、区独自というだけでなくて、企画の段階から、当事者の方とか団体とか、いろんな立場の方に入っていただくことで、当事者目線の啓発活動につながるのではないのかななんていうふうに考えております。

それで、あと、次なんですけれども、ちょっとページが飛ぶんですけれども、ネットワ ークの活用、隣の左側の64ページの、地域ネットワークの充実、ちょうど重点課題になっ ている部分なんですけれども、この中で、これからの主な取組の上の丸の黒ぽちの三つ目 なんですが、「様々なネットワーク間の有機的な連携体制の構築」というところがございま して、この点に関しましては、基本的には就労支援部会というところから意見が出ており まして、この間、就労支援を行っていく上で、障がい福祉にかかわる以外の分野、例えば 医療機関とか、あと若者支援というところ。あと生活困窮者支援分野というような、直接 障がい福祉とかかわらないような部分との連携が必要になっているという指摘がございま した。そのほかにも、何度かちょっとテーマとして出ております、高齢者部門との連携と いうところでは、実際支援をしていく際に、介護部門との連携が必要になってきているこ とを現場では痛感しているので、そことのネットワークをうまく構築できないかというよ うな意見が出ております。これからの取組の中で、ちょうどこのネットワーク間の有機的 な連携というところが、ご提案としていただいておりますので、ぜひその、特に高齢者部 門との連携、縦割りの事業者間同士のネットワークだけじゃなくて、ネットワーク横断的 というのか、そんなものが、例えば区のバックアップをいただいてできたらいいのかなな んていうふうに考えております。

それで、たくさんで申しわけないんですけれども、あと、情報提供も含めてということなんですけれども、今日、参考資料としてお配りいただいております自立支援協議会の報告書という、これは先日 10 月 27 日に同じ場所で本会が開催されまして、そのときに配付

させていただきました報告書になっております。その報告書の35ページをお開きいただけますでしょうか。35ページ、ここで、今日、委員で出席されておられますが、谷村委員もご出席されている部会なんですけれども、こども部会のほうで、現在、35ページの右下のスライドになるんですけれども、ライフステージに応じた相談支援の検討ということで、発達支援マップづくりというのを進めているという状況でございます。

1ページ、報告書をめくっていただきますと、36ページの上のスライドになりますけれども、このような形で、昨年度からこのようなマップというか資料をつくっているものをさらに発展させていくということで、今年度の取組は進めているということなんですね。この内容なんですけれども、実は先日の本会の中で、当事者にとっても、どういうような家庭でこれから発達をしていくのかということを見ていく上で、すごく役に立つというご意見もあったんですけれども、一方で、支援者の側から見た場合も、このマップは非常に役に立つというようなご意見があったんですね。と申しますのは、例えば、特別支援学校を卒業されて、事業所に通われている目の前にいる利用者が、どういう支援を受けながらこれまで成長されてきたんだろうかというのを、こういうものがあると、すごく手に取るようにわかるということで、希望としては、ぜひこの次の段階に、学齢期の次の成人期、成人期を経て高齢期に至るものをぜひつくってほしいなんていうような意見が出ておりました。

このような感じで、こども部会を中心に進めているんですけれども、今回の施策の体系の中で、教育にかかわる部分のあたりから、施策でいうと基本目標の(9)教育の充実から、(10)保育の充実、発達障がい者支援の充実、(9)、(10)、(11)、59ページあたりからのところになるんですけれども、59ページで教育の充実、保育の充実、発達障がい者支援の充実というところがあるんですけれども、この中でいろいろ区の取組を進めていく中で、今回、自立支援協議会、いろんな立場から、いろんな思いを持って参加されている委員がたくさんいらっしゃいますので、いろいろ今度区のほうで、例えばこういうところをちょっとやりたいんだけれども、ちょっとできないというか、手が回らないとかというところを、自立支援協議会のほうにもぜひご意見とかアイデアをいただければ、また私たちのほうでもいろんな知恵を出し合って取り組んでいきたいなというふうに考えております。

(石渡会長) ありがとうございました。自立支援協議会のほうで、本当に大田区内でいろいるなお立場で活動している方たちがお集まりになって検討してくださっていますので、差別解消法の当事者参加ですとか、ネットワークを、障がい分野を超えて、若者ですとか生活困窮、特に生活というところでは高齢分野との連携というあたりを話題にしてくださっていますし、切れ目のない支援というあたりで、新しいマップづくりなどもやっていらっしゃるということで、これからまたそういう協議会の成果を、この計画の中にもいろいろ入れ込むのかなと思いますが、今の白井委員のご発言なんかとも関係して、何かご意見をいただける委員の方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思いますが。じゃあ谷村委員、どうぞ。

(谷村委員) 田園調布の谷村です、ありがとうございます。

私のほうから一つ、感想と、一つちょっと質問なんですけれども、一つ目が、107 ページ、108 ページで、発達障がい児・者支援計画との対応関係という表をつくっていただきまして、本当にありがとうございました。私が前々回とかに不安ですみたいな形で、ちょ

っとただ感想みたいなことを述べてしまったことに対して、丁寧に取り組んでいただいて、 学齢期の保護者、大田区発達障がい児・者支援計画はとても大事だと感じておりましたの で、これはここにありますよというページまでちゃんと書いていただいたことは、多分こ れを見た方たち、今後見る方たちは、安心材料になるんじゃないかと思いますので、あり がとうございます。

一つ、別に質問なんですけれども、サービス見込量なので、特に問題視する必要はない のかなと思うんですが、93ページのサービス見込量で、放課後等デイサービス、こちらの 利用者が増えているということで、今後の見込量もすごく伸びていて、29年度に対して32 年度は倍ぐらいあって、学齢期の保護者としては本当にありがたいなとは思うんですけれ ども、それに対して、97ページの移動支援事業、こちらのほうが、例えば 29 年度に対し て、32 年度の伸びとの対比といいますか、ここが放課後等とは全然増えている量が違うな というところを思って。何をそれで思ったかといいますと、8ページのめざす姿のイメー ジ、こちらのほう、とてもかわいくて、先ほど、自立支援協議会でも切れ目ない支援とい うことで検討させていただいている中でも、本当にこのイメージでこう行きたいねという ことでやっていたんですが、乳幼児期、学齢期、放課後・休日活動とありまして、学校が 終わって社会人になって、社会参加をいたします。ここのところで、放課後等デイサービ スは本来療育ということで、保護者も重々存じているんですけれども、実際のところ、学 校から、療育を兼ねた移動ということで、放課後等デイサービスの方が学校からの送迎も 療育の一環でしていただいております。そしてまた、自宅へ帰るというところも療育の一 環ということでしていただいているというのが実態で、私たち保護者にとりましては、学 齢期の保護者は、その間移動支援のサービスを使わなくても済んでいる保護者も実際には 多くおります。それが社会人になりまして、日中のサービスを使った後に、時間的に申し まして、今まで学齢期の間は放課後等デイサービスで満ちていた時間を、実際のところ、 本当は使い方はいけないですけれども、移動支援の方をお借りして、本人の社会参加とい うことで使っている実態を感じますと、この移動支援の見込数って、もうちょっと目標は あるのかなというのが実際のところ感じました。

56ページの余暇活動の充実というところの取組内容で、これからの取組内容で、余暇活動支援事業の実施というところで書かれているところに、私はとても期待をすごく持ってしまって、2番目、3番目は、実質的に余暇活動に行く移動というのは、知的の場合は、本人が自力で行ける方が大体対象の方が多いと思うんですけれども、実際、行きたいけれども、誰かの手をかりないといけないというところの方たちの余暇活動支援事業の実施というところは、そういう方たち向けも検討をしているのかなというのと、先ほどの移動支援のサービス量の見込量の伸びのところをちょっとお聞きしたいなと思います。よろしくお願いいたします。

(石渡会長) それでは、評価していただいているところもあるんですが、移動支援というあ たりについて。

(障がい者総合サポートセンター次長) 前段の分野を超えたネットワークのお話と、あとは、 今の谷村委員からのお話に全部含めてちょっとお話をさせていただければと思うんですけ れども。私ども障がい者総合サポートセンターということで、こちらのお手元の資料では 79ページ、64ページあたりを見ていただければと思うんですけれども、例としては79ペ ージのところに、いわゆる多機能拠点、面的体制の中心となるというところの、もちろんここの部分にネットワークが含まれてまいりますし、今現在も、分野を超えた、ライフステージを超えたネットワークが必要ということで、幾つかの取組をさせていただいております。具体的には、介護保険事業者と障害者総合支援法の計画をつくる事業者と合同の研修なんかもやらせていただいておりますし、グループホームのネットワーク会議のほうもスタートさせていただきました。

さまざまなところで本当にご意見をいただくのは、やっぱり生活というのは、一つのテーマでは見ていかれないんだという、そこの部分は全ての会議で発言いただきますので、私どもとしても、きちんとそこが重要ということで、今後ネットワークをつくっていくに当たっては、いわゆる生活圏という、そのような単位でのネットワークを考えていかなくてはいけないかなと思っています。

結局そこの部分に医療も入ってきますし、教育も入ってきますし、全てが入ってくるという話になるんですけれども、そういった生活圏での生活を保障するに当たって、移動支援という部分、かなり大切になってくるんですが、私どもとしても、昨年から移動支援事業者の研修をさせていただいております。その後も実際働いていただきたいという願いを込めて、実際の事業者さんをお呼びして、ハローワークさんのお仕事に抵触しないような感じで、実際に働いていただくようなきっかけもつくる研修をしておりますので、今年度もまたそれを計画しております。

あとは、移動支援事業者さん自身からも、やっぱり自分のところができない部分をほかと連携できれば、ほかもお願いできるようなシステム、そんなものをつくれないかななんていう、そのようなご意見もいただいております。なかなかネットワーク、すぐできますというものではないんですが、いただいたご意見の視点も踏まえて、頑張っていきたいというふうに考えております。

- (石渡会長) ありがとうございます。分野を超えたネットワークというのは、この間、私も 大田区の介護のほうにもちょっとかかわらせていただいたんですが、介護、障がいとか、 子どもとかも含めて、いろいろなネットワークが大田区で動きつつあるなというふうに思 うんですが。
- (障がい者総合サポートセンター次長) すみません、いただいたご意見で、余暇活動をお答 えしていなかったですね。
- (谷村委員) 社会人の余暇活動を開催してくださった場合に、基本的には青年学級の方ですとか、今後行う予定の、就労者の方の余暇支援ですとかは、集合場所まで、活動中もそうですが、活動の前後も本人一人の力でそこへ出向くことができても、多分、今まで学校でもいろいろなサービスを使って、一人では学校に行けなかったりという人は、そういったへルパーさんや家族がついての参加ということで社会参加をしていくと思いますので、多分そういったことの必要性が一つと、あとそういったことになったときに、またやはり移動支援の必要な時間数の確保というのは、今後、実際は多いのではないかなというところをちょっと感じたので、お話しさせていただきました。
- (佐々木委員) 今のに関連してなんですけれども、学齢期に放課後等デイサービスができて 大変利用者が激増しているのは大田区ではなくて、各地域で課題になっているのは、卒業 後はじゃあどうするのかということで、前も何回もお話ししたんですが、移動支援を使っ

ていらっしゃる方もいるし、何らかの別のサービスを使っていらっしゃる方もいるとは思うんですけれども。私たちとしては、例えば今、日中一時支援はいずみえんさんだけがあるんですが、1か所しかないということで、そこに行くのにどうやってまた行くのか、移動支援を使うのかみたいな課題もありまして、いろいろ日中一時支援をもうちょっと増やしていただけないかというお話をしているところですけれども、今回の計画の中に、日中一時支援事業というのがありましたっけ。

ごめんなさい、入っているんですね。入っているんですけれども、激増ではなくて逆に減っている感じじゃないですか。そうすると本当に、前にも話したかもしれないんですけれども、卒業したら私は働けなくなるの、じゃあ、もう入所施設に入れちゃえばいいんだみたいなことを言うお母さんたちが、実際、現実的に出てきているというお話もあって、何らかの対応策を考えていかないといけないかなと思っているんですね。例えば、私としては、新しく何か事業を起こすというとかなり厳しいかなと思っているので、既存の区立の生活介護施設などで、例えばモデル事業としてで結構ですので、もう来年度は今からでは予算の関係で無理かもしれないですけど、どこかで例えば、再来年度ぐらいから、モデル的に日中一時支援をやるとかということも、ちょっとこの中にご検討として入れていただけないかなと。何も、やれるかやれないかは別ですけど、検討しているというところを、やっぱり入れていただけないかなと思うんですね。

移動のことも含めてですけれども、若草とかなんかもそうですけど、中軽度の方しか参加できなくて、重度の人たちが、スペシャルオリンピックスも重度もいいですよと言われるんですけど、やはりルールが理解できなかったり、自分である程度行動できない子たちに関しては、なかなか対応していただけないというのが現実なんですね。そうしますと、やっぱり社会参加できるものが極端に少なくなってしまうしということでは、例えば、日中一時支援があれば、とりあえず見守りをしていただくことはできるという意味で、前にも課長がおっしゃっていたと思うんですけど、マンツーマンの移動支援よりは、日中一時支援であれば10対3とかでできるかなとか。

それとあと、よく見かけるのは、暑い日も寒い日も雨の日も雪の日も、移動支援だからといって外をぐるぐる歩いているヘルパーさんとご本人を見かけるんですね。それであれば、日ごろ使いなれた施設とかを利用してということで、とりあえず何かやってみて、それでまた課題が出てくると思うんです。指定管理として指定している法人じゃないところに例えば再委託とかということになれば、いろんな問題が出てくるとは思うんですけれども、何かちょっと、やれないのかなと思うんですけれども。その辺、学齢期の人たちから、どこからでもそのことをすごいがんがん言われるんですね。ですから、ちょっとこれをご検討、32年度に検討するとか、何かちょっとそのあたり、もう少し後で、12月まで少ししかないですけど、お考えいただけないかと思っています。

(石渡会長) じゃあ、お願いします。

(障害福祉課長) 給付の見込みも含め、いろいろ私のほうで所管しているところでございますので、お答えをさせていただきたいと思います。この地域生活支援事業、これは、まさに自治体がいろいろ制度設計から含めてどう構築するかというのは、いわゆる先ほどの前段の自立支援給付とはちょっと異なる部分でございます。ですので、逆に区として今後どういう支援の体系をつくり上げていくのかというところもございますので、正直言って十

分書き切れてない部分もございます。今申し上げたように、例えば、大変厳しい言い方か もしれませんが、移動支援って、これは移動する際の支援なんですよね。移動した先のと ころまで全て網羅しているというところで、逆に言うと、例えば人手の問題であったりと か、やっぱり給付そのものが相当この間伸びておりますので、本当にこのままの形でやり 切っていくのかどうなのかという課題もございます。あと先ほど出ている、区立施設の機 能というところも、例えば生活介護の場としての機能だけで捉えるのか、いわゆるそこに 場所があるわけですから、そこを例えば多機能で使い込んでいくには、いわゆるこのタイ ムシェアというような発想を含めて、我々としては見ていかなければいけないだろうなと いう思いもございます。ただ今の段階でそこまで書き込めるかというところでは、なかな か区立施設を使うというところのいろいろ制約等もございます。計画の中にはまだまだ網 羅できていない部分もあるんですけれども、そういった視点も含めて、いろんな検討をし ているところでございます。また今後、特にこの地域生活支援事業の構築のあり方も含め て、やはり皆さま方ともう少し率直な議論をやっていかないとと考えております。限られ た人手や財源の中で、事業者の皆さんのお力もいただかないとこの先なかなか厳しいいう ところもございますので、この部分は、宿題として受けとめさせていただいていることは、 改めて申し上げたいところでございます。

(石渡会長) どうぞ。

(障害福祉サービス推進担当課長) もう一つ、放課後等デイサービスの伸びがというところのお話をいただいたんですけれども、確かに、放課後等デイサービスの伸びはかなりの数になっているというところでございます。平成24年度にこの制度ができてから、学齢期のところでは本当に療育の場がなかったというところで、今度、障がい者総合サポートセンターに学齢期の発達障がいというのができますけれども、それまでなかったというところでは、伸びてきたというものがあります。

ただ、谷村委員がおっしゃったように、療育の場というふうにはなっていましたけれども、なかなか現実としてそうもいかなかった部分もあって、預かりの場となっているというところもありました。ご承知の方もいらっしゃるでしょうけれども、大田区としても、放課後等デイサービスも児童発達支援に関しても、療育の場というところで一定の線を引かせていただいて、月23日までの利用というところで考えさせていただきますということで、10月1日から更新の方とか新規の方については、そのようなお話をさせていただいているところでございます。

じゃあ就労のためになかなか預かり場がないとかというところでどうなるんだというところもありますけれども、日中一時支援がなかなか場がないということも現実としてはありますけれども、そういうものとか、あと、移動支援が使えれば移動支援も含めてというところで、いろいろなサービスを含めて考えていくというところは、今後、利用者の方にお願いしたいところでありますけれども、そこら辺を、利用される方だけに押しつけるわけでもなくて、相談支援事業所も含めて、そういうところでいろんなサービスを考えていこうかなというふうに思っています。先ほど話があった、発達支援マップなどを使って、こういういろんなサービスがあってというところを、当事者のご家族も事業者も含めながら見ていきながら、いいサービスをつくっていけるようにと考えているところではございます。

(荒木委員) 父母の会の荒木と申します。

いろいろな意見が出ていまして、言おう言おうと思っていたことがどんどん発言されて いて、重複してしまっていたら申しわけないなと思いますけれども、谷村委員からも今あ りましたように、放課後等デイサービスということがありましたが、49ページですね、日 中活動の場の整備ということで、日中活動の、3時半までの活動の場というのが、さらに 充実していただくということになってありがたいんですけれども、そこから終わってから の放課後デイとか、施設後デイというあたりの時間帯の使い方というのが、ちょっと今は 難しいなと思っていまして、そこに移動支援が入るわけですけれども、移動支援は人手不 足ということで、なかなか思うように使えなかったりということがありますが、今、しい のき園さんが開放していて、3時半以降ですね、ほかの施設さんから移動支援を使ってし いのきさんに行ってということをやれているというふうにお伺いしました。しいのき園さ んだけではなくて、そういった生活介護の施設の場がそうやって開かれていくということ は、移動支援、それこそ先ほど、先ほど関次長さんからもありましたように、移動支援の 事業所もほかと一緒になればというようなお話があったということをお聞きしますと、そ ういう使い方も計画の中、まさにこの中にどんどん入り込んでいけるような取組をしてい ただきたいなというふうに思っています。やっぱり体の大きい、大の人間です。3時半か ら移動支援がなく自宅に帰ってくるという間が、とても重たいかと思います。日中活動の 場ということで、ひとつ検討していただきたいんですが、やはり放課後デイではなくて、 何か事情がない方も入れるような、何か文章、文言が入るといいななんていうふうに、入 らないと思いますけれども、お考えだけでも何かそこは念頭に置いて今後は考えていただ きたいなというふうに思いました。

それともう一点なんですけれども、50ページの、緊急時の受入体制のところですね。障がい者総合サポートセンターに医療的ケアの必要な方が入るという、短期入所事業の充実のところですが、今ちょっと、宮田委員もお話ししていたんですが、医療的ケアと医療ケア、「的」が入ったり入らなかったりというのが、いろいろ目にすると思うんですけれども、やはり医療ケアと医療的ケアは違うというふうに説明を受けたんですが、やはりここに「医療的」と入れたというあたりの何か意味があるようでしたら、ちょっとお伺いしたいなと思いまして、質問させていただきます。

- (障害福祉課長) では先に私のほうから。先ほど、夕方の支援というところは、多分ここは 思いが多々あるのではないかなと思っております。この部分に関しては、本当に非常に大きな問題になるんだろうということは、私自身も十分受けとめております。この問題は非常に大きいだろうなと本当に思っていますので、これはこれから出ていらっしゃる、地域 の方も当然そうなんですけれども、当然、親御さんの支援で、ご高齢になってきていて、 やはりじゃあ夕方、例えば3時半で終わる支援で支えていけるかどうかということも含め て大きな問題だと思っています。ここは本当に、再度のお話になりますけれども、本当に 受けとめておりますということは、きちんとお伝えさせていただければというところでございます。
- (障がい者総合サポートセンター次長) 医療ケアと医療的ケアの意味合いというところです よね。専門的には私も、先達て医師会の会議に出席させていただいて、与儀先生に教えて いただきました。いわゆる医療機関がやるものは「的」が入らない、医療ケアなんですね。

福祉施設がやるものは医療機関ではないので、医療的ケアということで、そうなってくると、うちの隣の二期工事は、有床診療所として福祉サービスを提供するということになっていますので、ただし、まだ有床診療所として病床確保もできていないというところで、現在のところは医療的というふうにさせていただいております。

実際に、その医療的ケアをどの範ちゅうの人たちをやっていくのかというのは、まさに これから、委託先になっていただいた法人と一緒に考えていくところかなと、そのような お答えになります。

- (石渡会長) ありがとうございました。そうしますと、ちょっと時計とにらめっこしているんですけれども、素案についてご検討いただくというのが45分までぐらいという予定をしておりまして、就労支援のこととか地域のあり方みたいなところで、民生委員さんにお聞きしたりとかもしたかったところなんですけれども、ちょっとこのことを発言しておきたいという委員の方がいらっしゃいましたらば、お一人、情報保障の問題なんかも、道音委員にお聞きしたいところではあったのですが、特に何かございますか、道音委員。
- (道音委員) 私たちでは、この施策プランには、関係が少し少ないんですけれども、今、移動支援というお話がありましたね。私どもも移動支援は、同行援護というんですね。全体を考えますと、私ども、聴覚、視覚、肢体で、おのおの助け合っていけば、同行援護、移動支援ができるんですね。ということで、まず、今年1年目、来年ですけれども、1年目は、防災避難所、ここでこの身体障がい者の我々と、あとほかの難聴者、あるいは精神の方も参加していただくということでお願いしていますけれども、それを共助し合っていくということをやっていこうと。それから、実際にそのときに、聴覚の人は非常に同行支援に非常に、足腰、目はちゃんと見える方ですから、例えば視覚障がい者を聴覚の人が援護して避難所へ行く、あるいは車椅子を押す。

それから、視覚障がい者でも、全盲の人は一人であるというのは困難だと思うんですけれども、これを、歩行器を使って歩けるようにしようというふうに今考えています。歩行器も、平成28年度から、例えば歩道を歩行器で歩くとき、歩道というのは少し車道側に斜めになっているんですね。それを姿勢制御を歩行器ができるようにするということが決まっていますから、それから、坂道のときはアシストする、坂道を下るときは制御するという機能がつきました。それでもう一つは、そこにナビゲーションをつけるということをやれば、全盲でも決まったところ、避難所とかスーパーマーケットとか、歩いて行けるところですね、そこには行けるようにしたい。そういうことで、来年は歩行についてやっていきたいと。

その後は、どうしても聴覚と視覚のコミュニケーションをとれるようにしておかないと、なかなか同行援護といっても難しい面もありますので、これは会話をできるようにしようというのを今やっております。いろいろ機器を使ってやるということは当面は考えていることですけれども、一応、iPadを使ってやっていこうと。車椅子には、iPadを乗せて、アームでつけて乗せていきますから、それと、例えばBluetoothの骨伝導ヘッドホンを押すほうにつけておけば話もできるということで、そういう形を、いろいろな形の組み合わせでやれるようにしようと。

同行援護の方に非常に我々はお世話になっているわけですけれども、同行援護の方がいなければ社会生活ができないというのが実態でございますが、せめて、例えば自分で歩け

るところまでの距離のところは単独でも行けるようにしよう。それからあるいは、こういう、私ども会員を呼ぶと 100 名ぐらい集まるんですけれども、そうすると、少なくとも四、五十名の同行援護の方をお願いするということになると、同行援護の方はほかのところで使われる人がいなくなってしまうというようなことも起きているし、また、自分たちのところでもそういうことが起きるので、それを聴覚障がい者に同行援護をしていただく。一緒に参加するときは、それでも十分なのではないかなと思うのでそうさせてもらおうと。細かく言えば、読み書きができなければだめですとかもなるんだけれども、そうじゃなくて、やっぱり移動支援ということは、そういう目的に合わせた形で利用させていただくというのが、今、同行援護は非常に少なくなっているというお話もありましたので、そういう面で、じゃあみずからそういうものをつくる、つくってやっていきたいと。

(石渡会長) ありがとうございました。やっぱり当事者の団体の間でもいろんな動きがある ということで、ありがとうございます。

それでは、ちょっとまだご発言しそびれている委員もいらっしゃって大変恐縮なのですが、この後、パブリックコメントが予定されているということで、そういうところへの意見提出も可能かと思いますし、では2番目の、パブリックコメント及び区民説明会の実施についてということで、ご説明をお願いいたします。

(障害福祉課長) それでは、事務局のほうからご説明申し上げます。お手元の資料3番をご 覧いただけますでしょうか。

おおた障がい施策推進プランへの大田区区民意見公募手続(パブリックコメント)及び 区民説明会の実施についての資料でございます。

今、会長からもお話がありましたパブリックコメントでございますけれども、来月、12月12日の火曜日から、年が明けました30年1月10日までの期間を対象とさせていただきます。対象の方は、区内在住、在勤、在学、その他計画に関係を有する方でございます。なお、閲覧場所等につきましては、大田区のホームページ、あと本庁舎の区政情報コーナー、私ども障害福祉課、あと4地域の福祉課、こちらのサポートセンター、特別出張所、区立図書館、大田文化の森情報館等で閲覧が可能でございます。閲覧に供する資料につきましては、本日皆様にご覧いただいております、推進プランの素案と概要版のほうを閲覧可能とさせていただきます。なお、意見の提出方法につきましては、電子メール、郵送、ファクシミリ、持参のいずれかの方法によらせていただきます。恐縮なのですが、電話による意見の受け付けのほうはいたしておりませんので、ご理解をいただければというところでございます。提出先は障害福祉課でございます。

2点目として、区民説明会でございますが、日時及び開催場所でございますけれども、 2回行わせていただきます。パブリックコメント開始日の12月12日、火曜日、午後6時から7時半、会場のほうはこちらのサポートセンター5階の多目的室になります。第2回目が、翌日、13日、水曜日の午前10時から午前11時半でございまして、場所は同じくこちらの5階の多目的室でございます。資料につきましてはパブリックコメントに供する資料と同様でございます。

こちらの区民の皆様へのご周知につきましては、おおた区報の12月1日号に掲載させていただきます。また、大田区ホームページ、また障害福祉課の窓口等で周知用のチラシを配布し、ご理解をいただく予定でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

(石渡会長) ありがとうございました。パブリックコメントに関してのご説明、何かご質問とかご意見はございますか。

それでは、ぜひ説明会等に参加のご協力をよろしくお願いいたします。

3 閉会

- (石渡会長) そうしましたら、最後に次回の会議日程について、ご説明をお願いしたいと思います。
- (障害福祉課長) ありがとうございました。それでは、次回の開催のご案内でございます。 第5回の施策推進会議につきましては、年が明けました30年2月13日の火曜日、時間の ほうは1時半から3時半でございまして、場所はこちらの障がい者総合サポートセンター 5階の多目的室となります。

また、次回、施策推進会議開催の前に、皆様のほうに委員のほうを兼ねていただいています、大田区障がい者差別解消支援地域協議会を開催させていただきます。こちらは、30年1月17日の水曜日、午前10時半から11時半を予定させていただいております。場所はサポートセンター5階の多目的室となります。お忙しい中とは思いますが、ぜひご出席をいただければと思います。

なお、今年度につきましては、皆様からもご意見をいただいておりますが、当事者委員の方にご参画いただく会議として、現在、事務局のほうでも準備を進めておりますので、 お忙しいと思いますけれども、ぜひご参加いただければというところでございます。

事務局からは以上でございます。

(石渡会長) ありがとうございました。ほかに何か情報提供とかおありの委員の方はいらっしゃいますか。

それでは、何かこの後、この会場を使うというご予定もあるということで、ちょっと慌ただしく進めさせていただきまして申しわけありません。発言をしそびれている委員の方には大変申しわけなく思っておりますが、また、ぜひパブリックコメントの機会などを活用していただければというふうに思います。

それでは、長時間にわたりまして、貴重なご意見をありがとうございました。お疲れさまでした。